

知的財産 -Intellectual Property-

Newsletter

〈2018年8月号〉

Contents

1 | 国際的な知的財産紛争に関する仲裁機関開設に向けた動き



2 | 特許権侵害について、自社が販売する製品と同型の製品に対する仮処分決定が出たことについて告知を受けた後には代表者Aの悪意・重過失が認められるとして会社法429条1項の責任を認めた事例
知財高裁(3部)平成30年6月19日判決[生海苔の共回り防止装置特許侵害訴訟控訴事件]



3 | 商標法4条1項7号該当性を否定した審決の判断を維持した事例
知財高裁(3部)平成30年6月21日判決[千鳥屋商標審決取消請求事件]



4 | 商標法4条1項19号に該当するとして、無効の抗弁が認められた事例
東京地裁(46部)平成30年6月28日判決[KCP事件]



5 | 染色技術に係る製作工程文章・HPコンテンツの著作物性を肯定し、複製権等侵害を肯定した事例
東京地裁(47部)平成30年6月19日判決[一竹辻が花事件]



6 | **お知らせ** 大阪弁護士会春秋会主催講演会のご案内



国際的な知的財産紛争に関する仲裁機関開設に向けた動き

重富 貴光
Takamitsu Shigetomi

PROFILEはこちら

2018年6月28日の日本経済新聞朝刊でも紹介されましたが、現在、国際的な知的財産紛争に関する仲裁機関を東京に開設する動きが本格化しています。この仲裁機関は、一般社団法人「東京国際知的財産仲裁センター」として設立される予定であり、仲裁人にはRandall R. Rader元連邦巡回控訴裁判所(CAFC)首席判事をはじめとする国内外の知的財産関連紛争の処理に経験豊富な元裁判官が登録される見込みとなっています。

2018年6月29日には、この仲裁機関が主に扱うことを念頭に置いている紛争類型としての標準必須特許(Standard Essential Patent)関連紛争に関する模擬国際仲裁が東京大学にて開催されました。

当日は、5G(第5世代移動通信システム)時代の自動運転車に関する技術標準をめぐって、国内外の100件の特許ポートフォリオを有する特許権者(外国企業)が、自動運転車を製造

販売する被疑侵害者(外国企業)との間で①特許の実施性、②特許の標準必須性、③標準必須特許のライセンスにおけるロイヤリティ料率(FRAND条件)に関して仲裁手続を利用して審理判断する模擬国際仲裁が終日にわたって行われました。模擬国際仲裁後の質疑応答では、仲裁機関が採用すべき規則に関し、証拠開示手続、審理期間、不服申立て及び仲裁費用負担の在り方についても討議が行われました。この模擬国際仲裁は特許庁によって主催され、[当日の様子は特許庁運営のウェブサイトで公表](#)されています。

標準必須特許を巡る紛争に関しては、特許庁が2018年6月に「[標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き](#)」を公表するなど、早期かつ安定的な法律関係の形成を目指した取り組みが行われていますが、今回の仲裁機関設立に向けた動きも、標準必須特許の紛争解決制度を充実化させるための更なる取り組みとして位置付けることができるかと存じます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許権侵害について、自社が販売する製品と同型の製品に対する仮処分決定が出たことについて告知を受けた後には代表者Aの悪意・重過失が認められるとして会社法429条1項の責任を認めた事例

平野 惠稔
Shigetoshi Hirano

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)平成30年6月19日判決(平成30年(ネ)第10001号)裁判所ウェブサイト[生海苔の共回り防止装置特許侵害訴訟控訴事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、名称を「生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置」とする発明に係る特許権を有する1審原告(X)が、①生海苔異物除去機WK型及び同LS型を侵害品、②本件固定リング及び本件板状部材を間接侵害品、に当たるとして、これらを渡邊機開から購入して販売したY会社(Y会社)とその代表者であるY代表者(Y代表者)に対して販売等の差止め、廃棄請求及び損害賠償請求を求めた事案です(その他の請求については本稿では省略しています)。原審ではY会社に対する請求(差止め、廃棄請求及び約6000万円の損害賠償)を認め、Y代表者に対する請求(共同不法行為及び会社法429条1項によるもの)については棄却しました。控訴審では、概要、次のように述べて、Y代表者に対する会社法429条1項による請求を一部認めました。

Y代表者は、Y会社の事業全般を統括していたのであるから、Y会社の取引実施にあたっては、第三者の特許権を侵害しないよう配慮すべき義務を負っていたというべきである。平成24年1月12日頃にY会社がXから通知書を受領していたがその通知書の内容は親和製作所の装置に関するものであり、渡邊機開製の被告装置とは直接関わるものではなかったのであるから、Y代表者が上記時点において被告装置につき専門家に問い合わせなどの調査等をせず、被告装置の販売を中止しなかったからといって、Y代表者に重過失があったとすることはできない。¹

これに対し、Y代表者は平成26年11月初旬には渡邊機開製の被告装置と同型の装置に対する本件仮処分決定について知ったものと認められるから、これによって被告装置が本件特

許権を侵害するおそれが高いことを十分に認識することができた。ところが、Y代表者は、中立的な専門家の意見を聴取するなどの検討をした形跡もないまま、取引を継続し、さらに従前の取引量と突出して多く本件固定リングを購入し、被告装置の型式名について侵害品でないかのような工作をするなどしているのであり、これら本件仮処分決定前後の経過に照らせば、同月以降のY会社による被告装置の販売を中止するなどの措置をとらなかったY代表者には、Y会社による本件特許権侵害について悪意又は少なくとも重大な過失があったというべきである。

よって、Y代表者は、Y会社による被告装置の販売に係る同月以降の本件特許権侵害(約350万円)について、会社法429条1項の責任を負う。

この点に関する過去の裁判例としては、特別の理由を付さずに、会社の特許権侵害について、代表者は故意・重過失があるとして、会社法429条1項の責任を認めたものがあります(東京地判平成26年12月18日 判時2253号97頁)。本裁判例では、Y代表者に対して、競合他社への裁判提起があった事実の告知では足りず、本件装置の仮処分決定があったことを告知した場合に、専門家による調査をすべき義務を負うとしてこれを怠ったこと、また、その他の偽装的な行為を理由に故意・重過失を認めた点に特徴があります。

¹ 生海苔異物分離除去装置においてはXと親和製作所、渡邊機開がそれぞれの方式で販売を競っており種々の訴訟が起こっている(東京地判平成14年4月25日(平成13年(ワ)第14954号)裁判所ウェブサイトなど)。Xは、Y代表者はこの分野の専門家でありこの通知によってY装置が侵害品であることなどが理解できたと主張していた。

→ contentsへ戻る

商標法4条1項7号該当性を否定した審決の判断を維持した事例

手代木 啓
Kei Teshirogi

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)平成30年6月21日判決(平成30年(行ケ)第10007号)裁判所ウェブサイト[千鳥屋商標審決取消請求事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

本件は、商標法4条1項7号を理由とする商標登録の無効が争われた事案ですが、背景となる事実は以下のとおりです(以下の事実は裁判所においても認定されています。)

- ・ 本件は福岡県を拠点に戦前から饅頭の製造販売等を行ってきた老舗の和菓子屋である千鳥屋の親族及びその関係者による争いである。
- ・ 千鳥屋は先代E及びその妻Fの死亡後は、その長男A、二男B、三男C、四男Dがそれぞれ暖簾を分けて各地域において事業展開されてきた。
- ・ Fとその息子らは、従前、「千鳥屋」の文字を縦書きしてなる商標、「チドリヤ」の文字を横書きしてなる商標及び「CHIDORIYA」の文字を横書きしてなる商標(合わせて「共有商標」という)を共有しており、Fの死亡後は長男Aが管理していた。
- ・ 長男Aが共有商標について存続期間の更新に必要な書換登録申請をしなかったため、共有商標はいずれも存続期間満了によりその権利が消滅した。
- ・ 他方で長男Aは、指定役務を第35類「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」とし、「千鳥屋」の文字を縦書きしてなる商標(「本件商標」)を含む共有商標と構成をほぼ同じくする商標を単独で出願した。

上記事実を背景に、原告X(千鳥屋の先代Eの三男Cが営む和菓子屋)は、特許庁に対し、本件商標の指定役務第35類中「飲食料品中の菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハン

バーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」についての登録の無効を求めて審判の請求を行いました。特許庁が審判請求不成立の審決を行ったため、Xは同審決の取り消しを求めて本件訴訟を提起しました。

本件における主たる争点は商標法4条1項7号該当性であり、特許庁における審決において該当しないと判断されたところ、本件訴訟においても審決の判断が維持され請求棄却の判決がなされました。以下、本件訴訟における同号該当性に関する判断を紹介します。

Xは、長男Aが親族間で共有していた共有商標を故意に消滅させ、これを独占する意図で本件商標の登録出願を行ったものであり、これは長男Aと長男A以外の親族間の信義則上の義務違反となるのみならず、適正な商道徳に反し、著しく社会的妥当性を欠く行為であるから、本件商標が商標法4条1項7号に規定する商標(公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標)に該当し、無効であると主張しました。

審決において特許庁は、長男Aが本件商標の使用を独占しようとしたことを裏付ける証拠を見出すことはできないとして、同号該当性を否定しました。

本件訴訟において裁判所は、同号が規定する商標には以下のものが含まれると示した上で、本件は⑤に該当するかが問題となると判断しました。

- ⑤ その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、矯激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合

[次ページへ続く](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- ② 当該商標の構成自体が①のようでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳概念に反する場合
- ③ 他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されることにより、同号該当性が認められる場合
- ④ 特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合
- ⑤ 当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合

裁判所は、長男Aの行為の外形のみに着目した場合には、本件商標の出願は、商標の独占を図った不当な出願であっ

て、適正な商道徳に反し、著しく社会的妥当性を欠く行為であるとの評価も全くあり得ないことではないとしつつも、長男Aが本件商標取得後、二男B及び四男Dの関係者の共有名義に移しており、Xに対しても弁理士を通じて最終的に共有とする意思があることを表明していたこと、長男AらがX及びその関係者に対し、本件商標の使用を禁止するような動きをしたことは証拠上伺われないこと等を認定した上で、本件商標は上記⑤に該当しないと判断しました。

本件は、事例判断ではありますが、商標法4条1項7号に規定する商標に含まれる類型を示し、商標出願の経緯によっては当該商標が同号に該当する可能性を示した上で、詳細な事実認定により同号該当性を否定した事案として実務の参考になると解されますので紹介いたします。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商標法4条1項19号に該当するとして、無効の抗弁が認められた事例

富田 詩織
Shiori Tomida

PROFILEはこちら

東京地裁(46部)平成30年6月28日判決(平成29年(ワ)第12058号)裁判所ウェブサイト[KCP事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

本件は、指定商品に「コンクリートポンプ車」を含む、「KCP」の文字からなる商標(「本件商標」)につき商標権を有する原告(X)が、被告ら(Y)による被告標章が付されたコンクリートポンプ車の販売等が上記商標権を侵害するとして、被告標章を付したコンクリートポンプ車の販売の差止め等を請求した事例です。Yは、被告標章を付したKCP社(平成24年から平成27年まで韓国国内における市場占有率1位の企業)製のコンクリートポンプ車を販売するなどしていました。

Yは、本件商標について、KCP社の商号の略称である「KCP」の文字からなる標章(「KCP社商標」)が取引者及び需要者間において広く認識されていたところ、Xはこれを知りながら、未だ同商標が日本において登録出願されていないことを奇貨として、不正な目的のために、本件商標を出願したものであり、商標法4条1項19号に該当するとして、無効の抗弁を主張しました。

裁判所は、KCP社商標の韓国における周知性及び本件商標とKCP社商標の同一性を肯定した上、「不正の目的」の有無につき、以下のとおり判断して、Yの無効の抗弁を認め、Xの請求を棄却しました。

X代表者は、①平成24年12月から平成27年1月頃まで、日本国内においてKCP社の製品であるコンクリートポンプ車等を宣伝・販売していたこと、②平成27年1月頃、KCP社が日本への進出を計画し、Yが日本国内のコンクリート圧送業者への営業活動を行っていることを知ると、直ちにKCP社商標と同一又は類似の本件商標につき登録出願を行ったこと、③同登録出願後、本件商標につき登録査定がされる以前である同年4月

頃、KCP社に対し、本件商標を無償で譲渡等することはできない旨述べたこと、④同様に同登録出願後、登録査定以前である同年5月28日、Yに対し、日本における営業活動をしないように求めるとともに、これをKCP社に報告するように求め、本件商標の使用にはXの日本におけるこれまでの営業活動に対する見返りが必要である旨の発言をしたこと、⑤同様に同登録出願後、登録査定以前である同年5月29日頃、X以外の販売店等がKCP社商標の付されたコンクリートポンプ車を販売することが商標権侵害に当たることを警告するパンフレットを作成・配布したこと、⑥本件商標の登録後間もない同年8月12日、KCPジャパン社(注:KCP社の日本における拠点としてKCP社が全額出資により設立した法人)及びYに対し、KCP社商標の使用停止と削除を求める文書を送付したことが認められる。

これらの事実からすれば、X代表者は、KCP社が日本に進出しようとしていることを知ると、未だKCP社商標が商標登録されていないことを奇貨として、同社の日本国内参入を阻止・困難にするとともに、同社に対し本件商標を買い取らせ、あるいはXとの販売代理店契約の締結を強制するなどの不正の目的のために、KCP社商標と同一又は類似する本件商標を登録出願し、設定登録を受けたものと推認せざるを得ない。

したがって、Xは、「不正の目的」をもって本件商標を使用するものと認めることができる。

本件は、事例判断ではありますが、商標法4条1項19号の「不正の目的」該当性を肯定した事例として、実務上参考になると考えられますので、紹介いたします。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

染色技術に係る製作工程文章・HPコンテンツの著作物性を肯定し、複製権等侵害を肯定した事例

石津 真二
Shinji Ishizu

PROFILEはこちら

東京地裁(47部)平成30年6月19日判決(平成28年(ワ)第32742号)裁判所ウェブサイト[一竹辻が花事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

本件は、故久保田一竹が開発した「一竹辻が花」という独自の染色技術を用いた創作着物「辻が花染」の制作を行っている原告X1が、一竹作品、制作工程写真及び美術館写真の著作権を有するとともに、制作工程文章及び旧HPコンテンツの著作権及び著作者人格権を有し、原告工房X2が、工房作品の著作権及び著作者人格権を有するところ、久保田一竹美術館を経営する被告Yが、同美術館において販売している商品等(作品集及び小冊子等)にX1及びX2に無断で上記着物作品等を複製等したことにより、X1及びX2の著作権(複製権、譲渡権、公衆送信権)及び著作者人格権(同一性保持権等)を侵害したと主張して、著作権法112条1項に基づき、入場券、しおり、パンフレット等の複製・頒布の差止め、及びYのウェブサイトにおける各文章の自動公衆送信等の差止めを求めるとともに、民法709条及び著作権法114条1項乃至3項に基づき、損害賠償金の支払を求めた事案です。

本件の争点は多岐にわたりますが、本項では、①著作物性及び複製等の成否、②著作権法47条¹⁾の抗弁の成否、③著作権法32条1項²⁾の抗弁の成否、を中心に取り上げます。

① 著作物性及び複製等の成否

裁判所は、「辻が花染」の制作工程の写真及び美術館の外部及び内部を撮影した写真については、被写体の選択・構図の設定等が限られているとして著作物性を否定しましたが、「辻が花染」の制作工程を説明した文章及び「辻が花染」の歴史的説明等を記載した旧HPコンテンツについては、作成者の個性が表れている等の理由により著作物性を肯定しました。その上

で、Yの作品集における制作工程に係る文章はX1の制作工程文章と全く同一又はほとんど同一であり、YのHP・パンフレット・特別割引券等はX1の旧HPコンテンツとほとんど同一であるとして、複製権ないし翻案権を侵害すると判断しました。

② 著作権法47条の抗弁の成否

Yは、Yの小冊子・パンフレット・特別割引券が著作権法47条の「小冊子」にあたり著作権侵害とはならない旨を主張しました。

これに対し、裁判所は、「著作権法47条の「小冊子」とは、観覧者のために展示作品を解説又は紹介することを目的とする小型のカタログ、目録又は図録等をいい、観覧者に頒布されるものであっても、紙質、装丁、版型、展示作品の複製規模や複製態様、展示作品の複製部分と解説・資料部分の割合等を総合考慮して、観賞用の画集や写真集等と同視し得るものは「小冊子」に当たらないと解するのが相当である。また、同条における「小冊子」は、あくまでも「観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする」ものであることを前提としているから、著作物の解説又は紹介以外を主目的とするものや、実際に作品を観覧する者以外に配布されるものは、「小冊子」に当たらないと解するのが相当である。」と述べ、Yの小冊子の解説部分のごくわずかであること等から観賞用の作品集と同視し得ること、Yの小冊子・パンフレット・特別割引券は本件の作品を観覧する者以外にも配布されることから「観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする」ものとはいえないと判断しました。

¹⁾ 著作権法47条「美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第25条に規定する権利(筆者注:展示権)を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。」

²⁾ 著作権法32条1項「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」

[次ページへ続く](#)

③ 著作権法32条1項の抗弁の成否

Yは、Yの小冊子・パンフレット・特別割引券等の複製は、著作権法32条1項の「引用」にあたり著作権侵害とはならない旨を主張しました。

これに対し、裁判所は、Yの小冊子・パンフレット・特別割引券等は、いずれも美術館の顧客誘引目的に作成されたものであるところ、それらにおける作品等の利用は、美術館に顧客を誘引するために、作品が美術館の展示品であることを示すもので、それ自体が主たる内容として用いられているものである等の理由により、そもそも引用に当たらないか、少なくとも公正な慣行に合致し、引用の目的上正当な範囲内で行われているものとは認められない、と判断しました。

本判決は、著作権法47条の「小冊子」該当性につき判断を示した事例です。「小冊子」該当性については、東京地裁平成元年10月6日判決(昭和62年(ワ)第1744号)[レオナルド・フジタ展事件]、東京地裁平成9年9月5日判決(平成3年(ワ)第3682号)[小冊子ダリ展覧会用パンフレット事件]、東京地裁平成10年2月20日判決(平成6年(ワ)第18591号)[バーンズ・コレ

クション事件]等にて争点となっていたところですが、本判決は、東京地裁平成10年7月24日判決(平成6年(ワ)第23092号)[ロバート・ルイス・フランク事件]において示された、鑑賞用の画集や写真集等と同視し得るか否かを総合考慮するとの判断と同様の基準を採用した上で、その考慮要素は「紙質、装丁、版型、展示作品の複製規模や複製態様、展示作品の複製部分と解説・資料部分の割合等」であるとして、従前の裁判例よりも詳細に明示しています。また、本判決は、東京地裁平成21年11月26日判決(平成20年(ワ)第31480号)[オークション出品カタログ事件]における、観覧する者であるか否かにかかわらず多数人に配布するものは「小冊子」に該当しないとの判断をも踏襲しています。

著作権法32条1項に関しては、本判決は、従来引用の要件として論じられていた、①引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物とが明瞭に区別して認識できること(明瞭区別性)、及び②引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物との間に前者が主、後者が従の関係があること(主従関係)等の要件に殊更に固執することなく、同法32条1項の文言に沿った判断を示しています。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

 講演会のご案内

大阪弁護士会春秋会60周年記念講演会

対談 仲野徹教授と石黒浩教授

～遺伝子学の第一人者とロボット学の第一人者が語る～

「遺伝子とアンドロイド」ー未来は誰のもの？ー科学にタブーはあるのか！

ご案内 大阪弁護士会の任意団体である春秋会(幹事長:平野恵稔(当事務所))が、発足60周年を記念して記念行事を行っており(実行委員長:宮崎誠(当事務所))、記念講演として本講演会を企画しております。弁護士でない方々についても参加自由ですのでご興味のある方はぜひご参加ください。

日時 2018年9月18日(火) 18時から20時

場所 大阪弁護士会館2階

主催 大阪弁護士会春秋会

※講演会の詳細、お申込み方法につきましては、以下の春秋会HPリンクよりご覧いただけます。

[講演会ポスター・詳細のご案内 ▶](#)

[お申込み方法 ▶](#)

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。